

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱

平成13年	4月	1日	文部科学大臣裁定
(平成14年	3月	27日	一部改正)
(平成16年	4月	1日	一部改正)
(平成18年	3月	9日	一部改正)
(平成18年	7月	28日	一部改正)
(平成19年	8月	10日	一部改正)
(平成21年	3月	30日	一部改正)
(平成21年	6月	2日	一部改正)
(平成23年	7月	5日	一部改正)
(平成23年	11月	21日	一部改正)
(平成25年	2月	27日	一部改正)
(平成26年	3月	31日	一部改正)
(平成26年	4月	1日	一部改正)
(平成27年	4月	1日	一部改正)
(平成28年	3月	22日	一部改正)
(平成28年	4月	1日	一部改正)
(平成29年	3月	24日	一部改正)
(平成30年	1月	4日	一部改正)
(平成30年	3月	14日	一部改正)
(平成31年	3月	29日	一部改正)
(令和2年	3月	25日	一部改正)

(通則)

第1条 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、私立の幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人が次に掲げる事業（幼稚園については、第4号の施設等災害復旧事業に限る。以下「補助事業」という。）を行う場合において、その経費の一部を補助することにより、高等学校等の教育の充実と質的向上を図ることを目的とする。

一 高機能化整備事業

学校法人が設置する高等学校等における教育内容・方法等の改善のために行う校舎の改造工事及びこれに伴い必要となる教育装置の整備事業

二 防災機能強化施設整備事業

学校法人が設置する高等学校等における防災機能の強化（耐震補強工事、非構造部材の耐震対策）、安全管理対策、屋外防災施設の設置等、耐震改築工事並びに津波移

転改築工事のための施設整備事業

三 エコキャンパス推進事業

低炭素社会の実現に向けて、学校法人が設置する高等学校等における環境に配慮した学校施設整備の推進を図るための整備事業

四 施設等災害復旧事業

災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下、「激甚災害法」という。）第2条第1項に規定する激甚災害として局地激甚災害指定基準（昭和43年中央防災会議決定）により政令で指定されるもののうち激甚災害法第3条第1項第3号の措置が適用される区域に係る災害をいう。）により甚大な被害を受けた私立の高等学校等の施設及び設備を復旧するための整備事業

2 補助事業の内容、補助対象経費、補助対象限度額は別表のとおりとする。

（補助の対象事業等）

第3条 文部科学大臣は、学校法人に対し、当該学校法人の設置する高等学校等が補助事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 次の各号に該当する学校法人は交付対象としないものとする。ただし、以下の各号について、学校法人の設置する特定の高等学校等についてのみ該当する場合は、当該高等学校等部分についてのみ交付しないことができる。

一 文部科学省の「私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助に限る）」又は都道府県の経常費補助金において、前年度に不交付又は減額等の措置を受けたもの並びに当該年度にこれらの措置を受けるもの

二 前号に掲げる補助金の交付申請を行っていない学校法人であって、当該補助金の基準等に照らして不交付又は減額等の措置を受けるものに相当する事実があると認められるもの

三 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているもの

四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でないもの

五 補助を受ける高等学校等の教育条件又は学校法人等の管理・運営が適正を欠くもの

3 前項の規定は、前条第1項第2号及び第4号に掲げる補助事業には適用しない。

（補助事業に要する経費）

第4条 補助事業に要する経費は、補助金の交付を決定する年度中に実施される高等学校等の改造工事及び改造工事と一体的に整備を行う場合の設備の購入に必要な経費とする。

（補助事業の完了）

第5条 補助事業は、補助金の交付決定を受けた月の属する年度中に完了しなければならない。

（申請手続）

第6条 学校法人は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1による補助金交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108

号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付の決定をするものとする。

2 文部科学大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 都道府県知事は、前条により補助金の交付の決定がなされたときは、その決定の内容及びこれに付された条件を学校法人に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 学校法人は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までに、その旨を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による書面を受理したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第10条 補助金の交付を受けた学校法人(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を遂行するための契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果を挙げようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(事業計画変更の承認)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式第2による内容変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別に通知する軽微な変更については、この限りではない。

2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、その旨を記載した書面を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、都道府県知事の要求があったときは、速やかに別紙様式第3による状況報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による状況報告書を受領したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第4の実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日までに、別紙様式第5による国の会計年度終了に伴う実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 都道府県知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 都道府県知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 都道府県知事は、実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合しないと認められる場合で、その是正措置が可能であると認められるときは、当該補助事業者に補助事業の是正措置を命ずるものとする。

4 補助事業者は、前項の規定により、補助事業の是正措置を講じた場合には、その内容を都道府県知事に報告するものとする。

5 都道府県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

6 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条の2 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(別紙様式第6)を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第6項の規定は、前項の規定により返還を命ずる場合について準用する。

(補助金の支払)

第16条の3 補助金の支払は、原則として第16条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書(別紙様式7)を都道府県会計管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第17条 文部科学大臣は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文部科学大臣は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、文部科学大臣はその収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第19条 令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち一個又は一組の取得価格が50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的

及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、文部科学大臣が別に定める期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理）

第20条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の支出簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（書類の経由）

第21条 この要綱で規定する文部科学大臣に対して行う申請又は報告は、都道府県知事を経由して行うものとする。

附 則（平成18年7月28日）

この要綱中、高等学校には、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第20条第1項に規定する公私協力学校を含まないものとする。

附 則（平成25年2月27日）

第1条 別表を次のとおり読み替えるものとする。

別 表

	補助事業の内容	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 高 機 能 化 整 備 事 業	1. 教育の情報化に関連した教室等の改造工事 2. 特別教室及び多目的室、図書室の整備 3. 校舎等のバリアフリー化整備 4. カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	工事費、実施設計費及び教育設備（私立高等学校等IT教育設備整備推進事業の対象設備を除く。）の購入に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり1,000万円以上2億円以下（ただしカウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については、下限を400万円。私立高等学校等IT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては、下限を300万円。教室の情報化に関連した校内LANの整備については、下限を250万円、このうち私立高等学校等IT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては、下限を150万円。校舎等のバリアフリー化整備については、下限を150万円）とする。	1／3以内
	5. 地上デジタル放送視聴のために必要な設置工事を伴うアンテナ設備等の整備		1 学校あたり2億円以下とする。	1／2以内
	6. 東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う校庭の空間線量率の増加に対	工事費、実施設計費及び空調設備の設置に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり2億円以下とする。	1／3以内

	応するために行う、学校施設における冷暖房設備の設置（工事を伴う新設・更新）			
2 防災機能強化施設整備事業	1. 耐震補強工事、非構造部材の耐震対策工事及び付帯工事 2. 安全管理対策（防犯対策及びアスベスト対策）のための施設工事	工事費、実施設計費、耐震診断・耐震点検に要する経費及び安全対策設備の購入に要する経費の合計額とする。	耐震補強工事については、1学校あたり400万円以上とし、上限はないものとする。安全管理対策（防犯対策）については、1学校あたり200万円以上2億円以下とする。非構造部材の耐震対策工事については、1学校あたり2億円以下とする。安全管理対策（アスベスト対策）については、上限・下限はないものとする。	地震による倒壊の危険性が高い施設の耐震補強工事及び付帯工事 1/2以内 上記以外 1/3以内
	3. 防災機能強化のための屋外防災施設の設置等	防災機能強化のための屋外防災施設等の整備に要する経費。	1学校あたり、2億円以下（避難所指定を受けている学校が行う自家発電設備の単体整備については、1学校あたり200万円以上500万円以下）とする。	
	4. 耐震改築工事及び付帯工事	工事費、実施設計費及び耐震診断に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1/3以内
	5. 津波移転改築工事（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第2条第2項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の建物の改築（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。）に要する工事）	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1/3以内
	6. 私立特別支援学校の老朽改築工事及び付帯工事	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1/3以内
	3 エコキャンパス推進事業	1. 温室効果ガス排出抑制のための建物改造及び太陽光発電導入等工事 2. 温室効果ガス吸収のための緑化推進（建物緑化、グラウンド芝生化、屋外緑化）及び内装木質化改造等工事	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	1学校あたり500万円以上2億円以下とする。（ただし、緑化推進については、別枠とし、建物緑化、屋外緑化については、それぞれ500万円以上1,000万円以下とする。また、グラウンド芝生化については、2,000万円以上9,000万円以下とし原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り等を一体的に整備するものとする。）
4 施設等	災害により被災した施設・設備の復旧整備	工事費設備費に要する経費の合計額	災害の復旧に要する一の私立の学校当たりの工事費の額が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2	2/5以内

災害復旧事業			7条第1項の規定により確認された私立幼稚園（この区分において「特定私立幼稚園」という。）及び私立の幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分にあつては30万円以上、特定私立幼稚園以外の私立幼稚園にあつては60万円以上、特別支援学校にあつては90万円以上、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程にあつては150万円以上、高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては210万円以上であること。	
備考 高等学校及び中等教育学校の後期課程に係るこの表の適用については、「1 高機能化整備事業」のうち「教育の情報化に関連した教室等の改造工事」及び「特別教室及び多目的室、図書室の整備」にあつては普通科における事業に限り、「2 防災機能強化施設整備事業」にあつては「津波移転改築工事」以外の事業に限るものとする。				

第2条 前条は、次項に定めるものを除き、平成24年度補正予算（第1号）及び平成25年度の予算に係る国庫補助金のうち平成25年度末までに交付を決定するものについて適用する。

2 前条の別表のうち、防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事の補助対象限度額については、平成25年2月1日以降に交付を決定する平成24年度当初予算に係る国庫補助金の交付及び地震防災対策特別措置法第4条の規定が効力を有する期間までの予算に係る国庫補助金の交付について適用する。

附 則（平成26年3月31日）

第1条 別表のうち、防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事に係る補助対象限度額を除き、附則（平成25年2月27日）第1条のとおり読み替えるものとする。

第2条 前条は、平成26年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則（平成26年4月1日）

第1条 第2条第1項第2号に規定する防災機能強化施設整備事業のうち耐震改築工事のための施設整備事業に係る第3条の規定の適用については、平成28年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

附 則（平成27年4月1日）

第1条 別表のうち、防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事に係る補助対象限度額を除き、附則（平成25年2月27日）第1条のとおり読み替えるものとする。

第2条 前条は、平成27年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則（平成28年3月22日）

第1条 この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成27年10月7日から適用する。

第2条 要綱第2条第1項第4号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（平成23年文科高第416号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項（平成23年高私助第21号）、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（平成23年文科高第324号）及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領（平成23年文科高第594号）の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第8調査事務取扱1（1）及び（2）並びに4については準用しないものとする。

第3条 要綱第2条第1項第4号に規定する事業に係る第3条第1項の規定の適用については、平成27年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

附 則（平成28年4月1日）

第1条 別表のうち、防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事に係る補助対象限度額を除き、附則（平成25年2月27日）第1条のとおり読み替えるものとする。

第2条 前条は、平成28年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則（平成29年3月24日）

第1条 この要綱の規定は、平成29年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、平成28年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 第2条第1項第2号に規定する防災機能強化施設整備事業（以下、この附則において「防災機能強化施設整備事業」という。）のうち耐震改築工事のための施設整備事業に係る第3条の規定の適用については、平成30年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

第3条 防災機能強化施設整備事業のうち平成29年度末までに交付を決定するものについては、別表の補助対象限度額の項中「とし、私立高等学校等IT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円」とあるのは「、私立高等学校等IT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円、校舎等のバリアフリー化整備については下限を150万円」と、「耐震補強工事及び安全管理対策（防犯対策）については、1学校あたり400万円以上」とあるのは「耐震補強工事については、1学校あたり400万円以上とし、上限はないものとする。安全管理対策（防犯対策）については、1学校あたり200万円以上」と読み替えるものとする。

第4条 防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事のうち、平成30年度以降に交付を決

定するものであって、地震防災対策特別措置法第4条の規定が効力を有する期間までの予算に係るものについては、別表の補助対象限度額の項中「耐震補強工事及び」とあるのは「耐震補強工事については、1学校あたり400万円以上とし、上限はないものとする。」と読み替えるものとする。

第5条 附則（平成25年2月27日）第2条第2項の規定は、平成29年度以降に交付を決定する補助事業には適用しない。

附 則（平成30年1月4日）

第1条 この要綱の規定は、平成30年1月4日から施行し、平成29年8月10日から適用とする。

第2条 要綱第2条第1項第4号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（平成23年文科高第416号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項（平成23年高私助第21号）、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（平成23年文科高第324号）及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領（平成23年文科高第594号）の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第8調査事務取扱1（1）及び4については準用しないものとし、同調査要領第8調査事務取扱1（2）にある「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。」は「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所又は被害が軽微である箇所については、写真、設計書等の被災の事実、被災の程度等を確認できる書面の提出をもって代えることができる」と読み替える。

附 則（平成30年3月14日）

第1条 この要綱の規定は、平成30年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、平成29年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第2条第1項第2号に規定する防災機能強化施設整備事業（以下、この附則において「防災機能強化施設整備事業」という。）のうち耐震改築工事のための施設整備事業に係る要綱第3条の規定の適用については、平成30年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

第3条 平成30年度末までに交付を決定するものについては、別表の補助対象限度額の項中「とし、私立高等学校等IT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円」とあるのは「、私立高等学校等IT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円、校舎等のバリアフリー化整備については下限を150万円」と、「安全管理対策（防犯対策）については、1学校あたり400万円以上」とあるのは「安全管理対策（防犯対策）については、1学校あたり200万円以上」と読み替えるものとする。

第4条 防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事のうち、平成30年度以降に交付を決定するものであって、地震防災対策特別措置法第4条の規定が効力を有する期間までの予算に係るものについては、別表の補助対象限度額の項中「耐震補強工事及び」とあるのは「耐震補強工事については、1学校あたり400万円以上とし、上限はないものとする。」と読み替えるものとする。

附 則（平成31年3月29日）

第1条 この要綱の規定は、平成31年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、平成30年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第2条第1項第2号に規定する防災機能強化施設整備事業（以下、この附則において「防災機能強化施設整備事業」という。）のうち耐震改築工事のための施設整備事業に係る要綱第3条の規定の適用については、平成32年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

第3条 平成31年度末までに交付を決定するものについては、別表の補助対象限度額の項中「とし、私立高等学校等ICT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円」とあるのは「、私立高等学校等ICT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円、校舎等のバリアフリー化整備については下限を150万円」と読み替えるものとする。

第4条 防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事のうち、平成31年度以降に交付を決定するものであって、地震防災対策特別措置法第4条の規定が効力を有する期間までの予算に係るものについては、別表の補助対象限度額の項中「耐震補強工事及び」とあるのは「耐震補強工事については、1学校あたり400万円以上とし、上限はないものとする。」と読み替えるものとする。

別 表

	補助事業の内容	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 高機能化整備事業	1. 教育の情報化に関連した教室等の改造工事 2. 特別教室及び多目的室、図書室の整備 3. 校舎等のバリアフリー化整備 4. カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	工事費、実施設計費及び教育設備（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業の対象設備を除く。）の購入に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり1,000万円以上2億円以下（ただしカウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については下限を400万円とし、校舎等のバリアフリー化整備については下限を300万円とする。なお、私立高等学校等 I C T 設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円）とする。	1 / 3 以内
	5. 地上デジタル放送視聴のために必要な設置工事を伴うアンテナ設備等の整備		1 学校あたり2億円以下とする。	1 / 2 以内
	6. 東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う校庭の空間線量率の増加に対応するために行う、学校施設における冷暖房設備の設置（工事を伴う新設・更新）	工事費、実施設計費及び空調設備の設置に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり2億円以下とする。	1 / 3 以内
2 防災機能強化施設整備事業	1. 耐震補強工事、非構造部材の耐震対策工事及び付帯工事 2. 安全管理対策（防犯対策及びアスベスト対策）のための施設工事	工事費、実施設計費、耐震診断・耐震点検に要する経費及び安全対策設備の購入に要する経費の合計額とする。	耐震補強工事及び安全管理対策（防犯対策）については、1 学校あたり400万円以上2億円以下とする。 非構造部材の耐震対策工事については、1 学校あたり2億円以下とする。 安全管理対策（アスベスト対策）については、上限・下限はないものとする。	地震による倒壊の危険性が高い施設の耐震補強工事及び付帯工事 1 / 2 以内 上記以外 1 / 3 以内
	3. 防災機能強化のための屋外防災施設の設置等	防災機能強化のための屋外防災施設等の整備に要する経費。	1 学校あたり、2億円以下（避難所指定を受けている学校が行う自家発電設備の単体整備については、1 学校あたり200万円以上500万円以下）とする。	
	4. 耐震改築工事及び付帯工事	工事費、実施設計費及び耐震診断費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内
	5. 津波移転改築工事（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第2条第2項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の建物の改築（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。）に要する工事）	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内
	6. 私立特別支援学校の老朽	工事費、実施設計費に要する	上限・下限はないものとする	1 / 3 以内

	改築工事及び付帯工事	経費の合計額とする。	る。	
3 エコ キャ ンパ ス推 進事 業	1. 温室効果ガス排出抑制のための建物改造及び太陽光発電導入等工事 2. 温室効果ガス吸収のための緑化推進（建物緑化，グラウンド芝生化，屋外緑化）及び内装木質化改造等工事	工事費，実施設計費に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり1,000万円以上2億円以下とする。（ただし，緑化推進については，別枠とし，建物緑化，屋外緑化については，それぞれ500万円以上1,000万円以下とする。また，グラウンド芝生化については，2,000万円以上9,000万円以下とし原則として暗渠排水，表面排水及び芝張り等を一体的に整備するものとする。）	1 / 3 以内
4 施設 等災 害復 旧事 業	災害により被災した施設・設備の復旧整備	工事費設備費に要する経費の合計額	災害の復旧に要する一の私立の学校当たりの工事費の額が，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により確認された私立幼稚園（この区分において「特定私立幼稚園」という。）及び私立の幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分にあつては30万円以上，特定私立幼稚園以外の私立幼稚園にあつては60万円以上，特別支援学校にあつては90万円以上，小学校，中学校，義務教育学校及び中等教育学校の前期課程にあつては150万円以上，高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては210万円以上であること。	2 / 5 以内
備考 高等学校及び中等教育学校の後期課程に係るこの表の適用については，「1 高機能化整備事業」のうち「教育の情報化に関連した教室等の改造工事」及び「特別教室及び多目的室，図書室の整備」にあつては普通科における事業に限り，「2 防災機能強化施設整備事業」にあつては「津波移転改築工事」以外の事業に限るものとする。				